

一般財団法人都城市スポーツ協会 地区体育振興費支出要綱

(目的)

第1条 都城市における各地区住民の健康増進と生涯スポーツの振興を図るため、地域体育振興費を支出する。

(支出対象)

第2条 支出の対象となる団体及び事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各地区体育・スポーツ協会等が主催する地区体育祭等の各種スポーツレクリエーション事業
- (2) 都城市各地区体育・スポーツ協会の組織の充実と運営の効率化に資する事業
- (3) 都城市地区体育・スポーツ協会連絡協議会の組織の充実と運営の効率化に資する事業

(支出額)

第3条 支出額は、次の各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 各種スポーツレクリエーション事業 30,000円／1地区
- (2) 地区体育・スポーツ協会 81,000円／1地区
- (3) 都城市地区体育協会連絡協議会 81,000円

(交付申請)

第4条 地区体育振興費の交付申請をしようとするときは、毎度年末までに一般財団法人都城市スポーツ協会会長あてに次の各号に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書及び報告書
- (3) 収支予算書及び決算書

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日一部改正
- 3 平成26年7月1日一部改正
- 4 平成30年6月1日一部改正
- 5 令和3年4月1日一部改正（名称変更）